

## 議案第1号

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

目黒区手数料条例（平成12年3月目黒区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表の1の66の9の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同表の1の141の6の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表の1の141の7の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改め、同表の1の142の6の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に、「要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率」を「要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さ」に改める。

### 付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表の1の141の6の項及び141の7の項の改正規定は公布の日から、同表の1の66の9の項の改正規定は同年5月1日から施行する。

（説明） 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）によりマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78

号) が改正されること等に伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。